

第4章 実現に向けて

本章では、都市づくりの基本方針で定めた将来都市構造や各分野別方針の実現に向けて、取り組むべき施策の方向性を示します。

1 住民と行政の協働によるまちづくり

人口減少・少子高齢化に伴い多様化・高度化する住民ニーズや複雑化する都市問題などに対応し、より良いまちづくりや、住んでよかった、住んでみたいと思われる都市の実現を図っていくためには、住民（町内会、まちづくり団体・NPO法人、学校、企業などを含む）と行政（府中町）が、それぞれ適切な役割分担のもとに協力し合う「協働のまちづくり」を推進していくことが重要です。

（１）住民（民間企業等含む）の役割

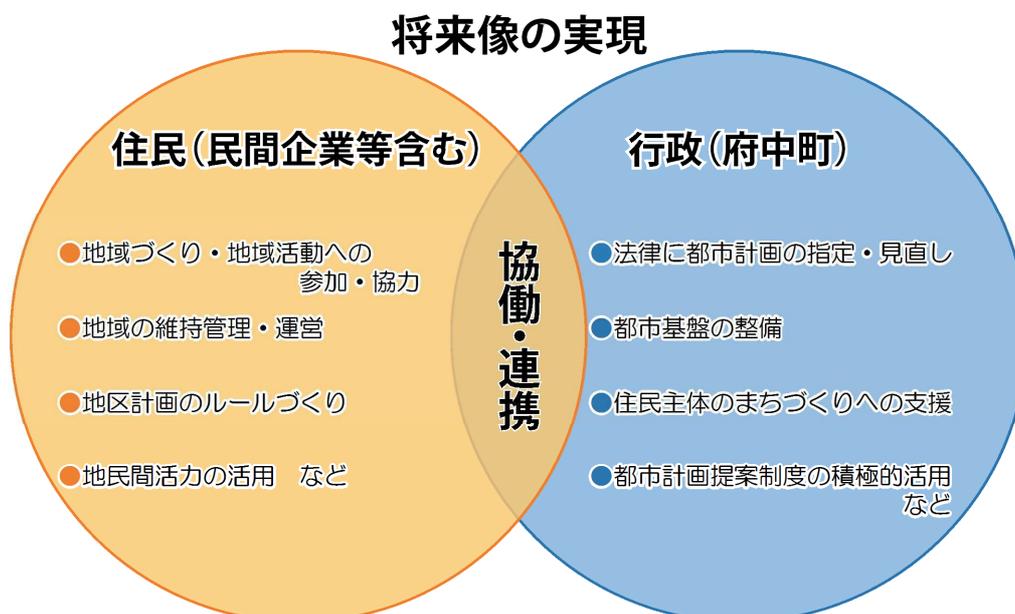
住民は「自分たちのまちは自分たちで、つくり、守り、育てる」という発想のもと、主体的に、地域づくり、地域活動、地域の維持管理・運営などに参加・協力することが期待されます。

また、行政主体で進める都市づくりに対しての意見やアイデアの提供、地区計画のルールづくり、都市計画の提案、民間企業等のノウハウや資金の活用など、より積極的に都市づくりに関わっていくことが期待されます。

（２）行政（府中町）の役割

行政（府中町）は、都市計画法などに基づく制度の適切な運用を図り、地域地区の指定・見直し、道路・公園などの都市基盤の整備、国・広島県などの関係機関との連携・調整など、行政でなければならない役割を基本に都市づくりを推進します。また、これらの都市づくりについて、住民への周知を図るとともに、住民意向の把握・反映に努めます。

さらに、住民の主体的なまちづくりに対する取り組みの活性化を図るため、勉強会・ワークショップの開催、専門家・アドバイザーの派遣など、住民主体のまちづくりに対する様々な支援体制の充実に努めるとともに、都市計画提案制度の積極的な活用を促進します。



▲住民と行政の協働によるまちづくりの概念図

2 上位関連計画、関係機関等との連携・調整

(1) 上位関連計画との調整

事業の実施にあたっては、本計画を指針とし、広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や府中町第4次総合計画をはじめ、環境基本計画や緑の基本計画等の関連計画との整合性の確保と、総合的な調整を踏まえ、展開を図ります。

(2) 関係機関等との連携

広域的な調整やさまざまな機関との調整が必要な事業については、国、広島県、周辺市町、関係機関と連携を図り、円滑な都市づくりを進めます。

3 都市計画法などに基づく制度の適切な運用

(1) 地域地区

用途地域やその他の地域地区の指定・見直しについては、地域地区内の土地利用や建築物の現状や動向、社会情勢、道路などの基盤整備の状況、住民ニーズなどを考慮したうえで、都市計画の決定・変更を進めます。

(2) 都市施設

道路・公園などの都市施設については、施設の規模や位置づけ、事業手法・整備手法などを踏まえたうえで、都市計画の決定・変更を判断し、整備を推進します。

また、地域への貢献度、重要度・緊急度、費用対効果などを考慮したうえで優先順位を判断し、効率的かつ効果的な整備を推進します。

(3) 地区計画

地区計画は、地区単位で良好な都市環境を形成するために、地区内の住民や土地の権利者等が参画しながら、地区の将来像やまちづくりのルール（建物の用途・デザイン、宅地の緑化、道路・公園・広場の配置など）を定めるものであり、住民主体の都市づくり、魅力的な街並みの形成、市街地内の緑化、狭あい道路の改善などの有効方策として積極的に活用します。

4 都市計画マスタープランの適切な進行管理と見直し

都市計画マスタープランの進行管理については、社会情勢の変化や法制度の改正、住民ニーズの変化等により、計画期間内であっても、必要に応じて見直しを行います。